

京都市告示第435号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第17条第1項の規定により、以下の所在地にある京町家を重要京町家に指定しましたので、同条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成30年11月20日

京都市長 門川 大作

重要京町家の所在地

所 在 地
京都市左京区下鴨宮崎町128番地の91
京都市中京区壬生賀陽御所町49番地
京都市下京区黒門通高辻下る杉蛭子町245番地

(都市計画局まち再生・創造推進室)